

マイナンバー制度に関する対応について

マイナンバーとは

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」に基づき、住民票を有する一人ひとりの方に通知される 12 ケタの個人番号のことで、
なお、法人には 13 ケタの法人番号が指定されます。

マイナンバーの取扱いについて

(1) 当社に住民票などの公的書類をご提出いただく際の取扱い

各種お手続きに必要な書類として、住民票などの公的書類を当社にご提供いただく際は、マイナンバーが表示されていない書類をご提出くださいますようお願いいたします。マイナンバーが表示された書類を当社がお客さまから受領した場合、マスキング等によりマイナンバーが復元できない措置を施して受領いたします。

(2) 当社がお客さまにマイナンバーのご提供をお願いする際の取扱い

後述のマイナンバーの利用目的で、当社が法定調書の作成の義務により、お客さまにマイナンバーのご提供を依頼する場合があります。その場合、専用のご案内、提出用の書類をお届けいたします。ご案内等をご確認いただき必要書類をご返送いただけますようお願いいたします。

※ ご契約の担当者（代理店募集人）が、マイナンバーが表示された書類等をお預かりすることはできません。

お客さまより直接、担当者に渡されたり送付されませんよう、ご協力のほどお願いいたします。

■マイナンバーの利用目的

マイナンバーは、保険取引に関する法定調書作成事務のために利用し、法令で認められた目的以外では利用しません。

■法定調書とは

所得税法や相続税法等の規定により税務署に提出が義務づけられている資料のことです。生命保険会社が提出する法定調書には、主に下記のようなものがあります。

法定調書	内容	マイナンバー の記載が必要となる方
生命保険契約等の一時金の支払調書	一回の支払金額が 100 万円を超える場合で、所得税の課税対象となる支払いが行われた場合	契約者
生命保険金・共済金受取人別支払調書	支払われた死亡給付金等が 100 万円を超える場合で、相続税や贈与税の課税対象となる支払いが行われた場合	契約者 受取人
生命保険契約等の年金の支払調書	<契約者と年金受取人が同一人の場合> その年中の年金支払額が 20 万円を超えるとき	契約者
	<契約者と年金受取人が別人の場合> 年金支払開始日が平成 25 年以降の全ての支払い	契約者 受取人

■マイナンバーを変更された場合

当社にマイナンバーをご提供いただいたのちに、マイナンバーを変更された場合には、当社お客さまサービスセンターまでお申し出ください。お手続き方法等、ご案内させていただきます。

ソニーライフ・エイゴン生命保険 お客さまサービスセンター

通話料無料 **0120-955-900** (ご契約者さま専用ダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:30 ※携帯電話からのご利用も可能です。